

令和8年度 松戸市景観表彰 開催要項

1 目的

この要項は、松戸市景観条例第22条の規定による景観表彰(以下「表彰」という。)、松戸市景観表彰に関する要綱(以下「要綱」という。)及び松戸市景観表彰実施要領(以下「要領」という。)に基づく表彰の開催に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 表彰の区分

表彰の区分は、要綱第3条(2)の規定に従い景観法に基づく届出のあったものとする。

3 表彰の対象

要領3(2)ウ(ア)の規定に従い、表彰開催の当該年度及び前2年度を除く近3年程度の期間に完了届が提出され、検査したものを表彰の対象とする。

4 表彰の対象者

表彰の対象者は要領2(1)(3)の規定に従い以下を対象とする。

- (1) 建築物、工作物及び屋外広告物(所有者、設計者等)
- (3) まち並み(住宅団地、商店街等)

5 選考

表彰の選考は、要領4(3)の規定に従い、以下のとおり実施する。

(1) 1次選考

都市計画課職員が基準に基づき配点し、そのうち点数の高いものから表彰及び選考を実施することに同意したものを選考する。

(2) 2次選考

松戸市景観形成庁内調整会議内に設置する「松戸市景観形成庁内検討会 景観表彰調整部会」で法令順守等について確認の上、「景観表彰庁内選考委員会」に諮り、選考する。

(3) 3次選考

松戸市の景観整備機構である一般社団法人千葉県建築士会による審査に基づき選考する。審査は現地確認の上、採点により行うものとする。

(4) 最終選考

松戸市景観審議会に諮り、受賞候補を選出する。

(5) 決定

市長に受賞候補を報告し、受賞者を最終決定する。

6 表彰

(1) 表彰における賞の区分は要領5(2)のとおり、大賞、優秀賞及びその他表彰に値するものとし、そのすべて若しくはいずれかを選出できるものとするが、選考において適当な受賞候補が選出されなければ該当なしとすることもできる。

(2) 景観賞の授与及び周知（公表）は、受賞候補選出後、対象者に受賞及び公表の同意を確認の上、改めて行うものとする。

7 その他

この要項に定めのないことは、基本的な方針等については要綱及び要領に従うものとするが、そのいずれにも記載のない事項については、必要に応じ、市長が別に定めるものとする。